

大阪市高齢者施策推進会議開催要綱

(開催)

第1条 大阪市における高齢者施策の総合的かつ効果的な推進について外部の意見を聴くため、大阪市高齢者施策推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 会議で意見を聴く事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 大阪市高齢者保健福祉計画及び大阪市介護保険事業計画についての提言と推進に関する事
- (2) 地域支援システムの充実に必要な指導、助言及び各区地域支援調整チームからの提言に関する事
- (3) 高齢者施策についての総合的な調整と推進に関する事
- (4) 高齢社会の調査分析及び研究に関する事
- (5) その他高齢社会対策に関する事

(会議の委員)

第2条 会議の委員は、専門的な助言、公正の確保等の観点を踏まえ、学識経験者、その他関係者（公募により選出した市民を含む。）の中から市長が委嘱（委託）する。

(座長)

第3条 会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

(専門部会)

第4条 市長は、高齢者施策の推進に必要な専門的事項を審議するため、保健福祉部会、介護保険部会及び高齢社会研究部会の3専門部会を開催することができる。

(関係者の出席)

第5条 市長は、必要があるときは、関係者の出席を求めることができる。

(施行の細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、健康福祉局高齢者施策部高齢福祉課長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年12月5日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱を受ける委員については、第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行日の前日において大阪市介護保険事業計画策定委員会委員として公募により委嘱されていた者とする。
- 3 この要綱の施行後最初に委嘱を受けた委員の任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。
- 4 大阪市高齢者サービス総合調整推進会議設置要綱（昭和63年要綱第23号）、大阪市いきいきエイ

ジング懇話会設置要綱（平成3年要綱第60号）及び大阪市介護保険事業計画策定委員会設置要綱（平成10年要綱第39号）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱を受けた委員の任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月3日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月20日から施行する。
- 2 平成22年2月15日付で委嘱を行った委員の任期は、本要綱の施行に伴い、第6条第1項に定める任期に基づき平成24年11月30日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

大阪市高齢者施策推進会議 委員名簿

	氏 名	役 職 名
座長	多 田 羅 浩 三	財団法人 日本公衆衛生協会 会長
座長代理	三 輪 昌 子	生活評論家
委員	井 口 和 彦	大阪市医師会連合会長
委員	植 田 政 孝	大阪市立大学名誉教授
委員	大 野 芳 廣	社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会専務理事
委員	檜 原 章	社団法人 大阪市老人クラブ連合会副理事長
委員	片 山 悦 夫	社団法人 大阪市人権協会専務理事
委員	甲 藤 千 栄 子	介護保険第2号被保険者代表(公募委員)
委員	北 野 妙 子	大阪市会民生保健委員会副委員長
委員	倉 岡 七 恵	社団法人 大阪府薬剤師会理事
委員	後 藤 静 男	一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟代表理事
委員	小 西 芳 子	介護保険第2号被保険者代表(公募委員)
委員	白 澤 政 和	桜美林大学大学院教授・おおさか介護サービス相談センター所長
委員	谷 信 之	介護保険第1号被保険者代表(公募委員)
委員	丹 田 博 巳	社団法人 大阪府歯科医師会理事
委員	手 嶋 勇 一	財団法人 大阪市身体障害者団体協議会会長
委員	豊 田 百 合 子	社団法人 大阪府看護協会会長
委員	中 尾 正 俊	社団法人 大阪府医師会理事
委員	早 瀬 昇	社会福祉法人 大阪ボランティア協会常務理事
委員	樋 渡 明 恵	介護保険第1号被保険者代表(公募委員)
委員	松 浦 艶 子	大阪市地域女性団体協議会書記

(敬称略 50音順)

大阪市高齢者施策推進会議保健福祉部会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市高齢者施策推進会議開催要綱（平成12年要綱第78号）第4条の規定により別に定めることとされている、同要綱第4条の規定に基づき開催される大阪市高齢者施策推進会議保健福祉部会（以下「部会」という。）の開催に関して必要な事項について定めることを目的とする。

2 部会で意見を聴く事項は、大阪市高齢者保健福祉計画の達成状況の点検など高齢者保健福祉その他高齢者施策（介護保険事業に係るものを除く。）の推進に必要と認められる事項とする。

(会議の委員)

第2条 会議の委員は、専門的な助言、公正の確保等の観点を踏まえ、学識経験者、その他関係者（公募により選出した市民を含む。）の中から市長が委嘱（委託）する。

(座長)

第3条 部会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、部会の議事を進行する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員等が、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第4条 健康福祉局高齢者施策部高齢福祉課長は、必要があるときは、関係者の出席を求めることができる。

(施行の細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の開催に関し必要な事項は、健康福祉局高齢者施策部高齢福祉課長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

大阪市高齢者施策推進会議 保健福祉部会 委員名簿

	氏 名	役 職 名
座長	早 瀬 昇	社会福祉法人 大阪ボランティア協会常務理事
委員	檜 原 章	社団法人 大阪市老人クラブ連合会副理事長
委員	白 澤 政 和	桜美林大学大学院教授・おおさか介護サービス相談センター所長
委員	豊 田 百 合 子	社団法人 大阪府看護協会会長
委員	中 尾 正 俊	大阪府医師会 理事
特別委員	三 浦 研	大阪市立大学大学院准教授
特別委員	三 枝 直 美	東成区中本地区ネットワーク推進員

(敬称略 50音順)

大阪市高齢者施策推進会議介護保険部会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市高齢者施策推進会議開催要綱（平成12年要綱第78号）第4条の規定に基づき開催される大阪市高齢者施策推進会議介護保険部会（以下「部会」という。）の開催に関して必要な事項について定めることを目的とする。

2 部会で意見を聴く事項は、大阪市介護保険事業計画の達成状況の点検など介護保険事業の円滑な実施に必要と認められる事項とする。

(会議の委員)

第2条 会議の委員は、専門的な助言、公正の確保等の観点を踏まえ、学識経験者、その他関係者（公募により選出した市民を含む。）の中から市長が委嘱（委託）する。

(座長)

第3条 部会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、部会の議事を進行する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員等が、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第4条 健康福祉局高齢者施策部高齢福祉課長は、必要があるときは、関係者の出席を求めることができる。

(施行の細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の開催に関し必要な事項は、健康福祉局高齢者施策部高齢福祉課長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

大阪市高齢者施策推進会議 介護保険部会 委員名簿

	氏 名	役 職 名
座長	植 田 政 孝	大阪市立大学名誉教授
委員	井 口 和 彦	大阪市医師会連合会長
委員	甲 藤 千 栄 子	介護保険第2号被保険者代表
委員	倉 岡 七 恵	社団法人 大阪府薬剤師会理事
委員	後 藤 静 男	一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟代表理事
委員	小 西 芳 子	介護保険第2号被保険者代表
委員	谷 信 之	介護保険第1号被保険者代表
委員	樋 渡 明 恵	介護保険第1号被保険者代表
委員	丹 田 博 巳	社団法人 大阪府歯科医師会理事
委員	三 輪 昌 子	生活評論家
特別委員	荒 井 治 代	社団法人 大阪介護支援専門員協会 理事
特別委員	大 工 谷 新 一	社団法人 大阪府理学療法士会 会長
特別委員	中 澤 秀 夫	社団法人 大阪介護老人保健施設協会 学術部会長

(敬称略 50音順)

大阪市高齢者施策推進会議高齢社会研究部会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市高齢者施策推進会議開催要綱（平成12年要綱第78号）第4条の規定により別に定めることとされている、同要綱第4条の規定に基づき開催される大阪市高齢者施策推進会議高齢社会研究部会（以下「部会」という。）の開催に関して必要な事項について定めることを目的とする。

2 部会で意見を聴く事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 高齢社会の調査分析及び研究に関すること

(2) その他高齢社会対策に係る調査分析及び研究に関すること

(会議の委員)

第2条 会議の委員は、専門的な助言、公正の確保等の観点を踏まえ、学識経験者、その他関係者（公募により選出した市民を含む。）の中から市長が委嘱（委託）する。

(座長)

第3条 部会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は部会、部会の議事を進行する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員等が、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第4条 健康福祉局高齢者施策部高齢福祉課長は、必要があるときは、関係者の出席を求めることができる。

(施行の細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の開催に関し必要な事項は、健康福祉局高齢者施策部高齢福祉課長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

大阪市高齢者施策推進会議 高齢社会研究部会 委員名簿

	氏 名	役 職 名
座長	白 澤 政 和	桜美林大学大学院教授・おおさか介護サービス相談センター所長
委員	植 田 政 孝	大阪市立大学名誉教授
委員	早 瀬 昇	社会福祉法人 大阪ボランティア協会常務理事

(敬称略 50音順)